

平成28年度第3回
「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年5月16日（月）

都庁第二本庁舎10階207・208会議室

(午前9時58分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、おはようございます。

定刻よりも少し早いのですが、委員の皆様、おそろいですので会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第3回「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、平成25年12月の評価委員会で、既に御了承いただいておりますので、本委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、会議次第にございますとおり、オリンピックアクアティクスセンターと有明アリーナにつきまして、評価書案の項目別審議及び総括審議をお願いいたします。

それでは、ここからは、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○柳会長 分かりました。皆さん、おはようございます。

それでは、早速ですが、議事に従って進めてまいります。

議事1「オリンピックアクアティクスセンターについて」です。

評価書案の項目別審議に入りますが、審議は中項目ごとに行います。

初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」についての審議を行います。こちらは山本委員に検討をいただいております。

それでは、「騒音・振動」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-1をご覧ください。

「審議資料

項目：生活環境（騒音・振動）

担当：山本委員」

意 見

【騒音・振動】

1 工事用車両の走行に伴う騒音・振動の評価において、近接して環境影響評価条例の対

象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。

【騒音・振動】

- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、当該地点の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えていることから、より一層の環境保全措置を検討し、工事用車両による騒音の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 3 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における騒音・振動のより一層の低減に努めること。

以上、3点でございます。

まず、1点目の意見についてでございますが、アクアティクスセンターの評価書案の179ページ、「図9.5-3 工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点」がございます。この中で「大気」の項目についても同じような話をしているのですけれども、計画地が「オリンピックアクアティクスセンター」と赤の破線で書かれているところなのですけれども、その左下、南西側に「No.1」と書かれている都道の三ツ目通りがあるところの交通断面がございます。「No.1」と書かれているところの左側がちょうど小学校ですとか高校があつて、あと、辰巳一丁目都営住宅という団地が建てかえ事業を今やっている最中がございます、規模が大きいものですが、環境影響評価条例の対象になっているということです。この団地の建てかえで同じく三ツ目通りを工事用車両が通るといいますので、その影響についても適切に考慮してくださいという意見でございます。

2番目の意見でございますが、こちらは191ページの「表9.5-21 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響の評価」でございます。こちらにつきまして、「騒音レベル (L_{Aeq})」の真ん中の「将来交通量の騒音レベル」で72と書いてございます。その横の「工事用車両による増加分」につきましては1未満で、増加分自体はそれほど大きくないということでございますが、さらに右側の「評価の指標 (L_{Aeq})」で70と書いてありますけれども、環境基準値の70dBの数字を上回るということになっておりますので、影響自体は寄与率の増加分は大きくないのですけれども、環境基準は既に超えているということですのでより一層の低減に努めていただきたいという意見でございます。

3番の意見につきましては、188ページが「図9.5-9 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の

予測結果（準備工事着工後9、10か月目）」です。右側は同じく建設作業の振動になります。左側、188ページの騒音の予測結果なのですが、左下に「47.5」と書かれているコンターの数字がちょうど「凡 例」という文字のすぐ上に見えていると思うのですが、47.5dBと書かれている作業騒音のコンターのすぐ真下といますか、重なっているところに「辰巳中学校」がございまして、辰巳中学校のすぐ横に高校もございまして、辰巳中学校のすぐ上には「辰巳第三保育園」ということで教育施設・保育施設がございまして、それから、赤の破線で書かれている計画地の北東側、すぐ右上に「公社辰巳あけぼの住宅」がございまして、このように住宅あるいは教育・福祉施設等がすぐ近傍にあるということですので、配慮していただきたいというものでございまして。

説明は以上でございまして。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、御担当の山本委員、ただいまの説明につきまして何か補足することはございませうでしょうか。

○山本委員 事務局からの御説明のとおりでございまして。

1番目の意見につきましては、「大気」と全く同じですけれども、辰巳一丁目団地のアセスが進んでいるということで、事業者が都ですので計画交通量等もほぼ分かっているわけですからこちらにも予測に当然考慮して、影響の評価をしていただきたいということです。

2番目ですけれども、都内の道路は静かなところもありますけれども、三ツ目通りは現状でも環境基準を超えている非常にうるさいところですが、計算上は微妙ですけれども1dBほど上がることもありますけれども、とにかく一層の環境保全措置をして、注意して工事車両の運行をお願いしたいということでございまして。

3番目につきましても事務局から説明がありましたように、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は敷地境界上で評価するものですが、周辺に学校があったり、住居があったりしますと、さまざまな面で生活の妨害あるいは教育のところで妨害がありますので、十分注意していただきたいということで、騒音・振動の一層の低減に努めてほしいという意味でございまして。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問はございませうでしょうか、よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、「騒音・振動」につきましては、指摘の趣旨を評価委員

会意見案に入れることといたします。

次いで、中項目「温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス」と「エネルギー」についての審議を行います。こちらは野部委員に検討をしていただいております。

それでは、「温室効果ガス」と「エネルギー」について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-2をご覧ください。

「審議資料

項目：温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）

担当：野部委員」

意 見

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

- 1 施設等の持続的稼働において、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討するとしていることから、当該仕様に基づき「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3を達成するとともに、更なる温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用量の削減に努めること。

以上でございます。

これにつきましては、ここに書かれているとおりになるのですけれども、アクアティクスセンターの意見見解書の25ページの下のほうに「8. 温室効果ガス」という意見がございます。読み上げさせていただきます。「(1)『KOTO 低炭素プラン』に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするとともに、建築物については、CASBEE『S』ランク及び東京都省エネルギー性能評価『AAA』評価等を目指されたい」ということで意見がついてございます。この意見があるからというわけではないのですけれども、評価書の中において定量的な一つの指標になるような記述が具体的には明記されていないということがございましたので、こちらの意見にあるとおりの段階3の達成を目指すと書かせていただいております。

以上でございます。

○柳会長 それでは、野部委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますか。

○野部委員 意見としては、これでよろしいかと思うのですが、一つ事務局から事業者の方に確認していただきたいことがあります。

この評価書案では、評価対象はレガシーモードで長期間運用するという期間についてもこ

の項目の評価となっています。当然、大会期間中は非常に大きな引き渡しモードなので、床面積が大きくて、負荷も大きいところでその要求を充足しながら減築を経て、レガシーモードで長期間運用するという二面性があるわけです。

エネルギーにかかわるものは温室効果ガスも同様なのですが、大きな設備を最初に入れてしまうと実際のレガシーモードで負荷が小さくなったときの運用が非常に苦しい状態になります。一方で、レガシーモードを最低化すると今度は大会期間中にエネルギーの供給が足りなくなるといったジレンマになっています。この辺のうまい戦略をぜひ事業者の方に御検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

今の点については、事務局で事業者に指導するということになるのでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 今、いただいた御意見を踏まえまして、減築の際のレガシーの状況と大会の際の規模等を適切に進めていきたいと思っております。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「温室効果ガス」と「エネルギー」につきましては指摘の趣旨を評価委員会の意見案に入れることといたします。

オリンピックアクアティクスセンターの項目別審議については以上ですが、何か御意見はございますでしょうか。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 項目としてはないのですけれども、アクアティクスセンターと有明アリーナ共通なのですが、両方とも埋立地でございますので、遺跡はもちろんないということは十分存じ上げております。ただ、前々からしつこく申し上げているとおりに江戸時代にかなり海運が活発だったところでございますので、もし両方の工事で埋立部分と東京湾の海底部分の接点あたりをいじくるときには、何らかの生活の痕跡、落とし物とか沈没船とかいろいろなことが考えられるのですけれども、そういう可能性が全くないわけではないので、工事のときに頭の隅に入れておいていただけたら非常にありがたいと存じております。

以上です。

○柳会長 それは、そういう配慮をしながら工事中にということですね。

○寺島委員 意見としてではなくて、お願いしたい。

○柳会長 そういうことを、事務局から事業者に指導していただくということをお願いした

いと思います。

ほかにならなければ、本案件の項目別審議は全て終了しましたので、引き続き総括審議に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、総括審議へ移らせていただきます。

右肩に「資料3」と書かれているものをご覧ください。

こちらは読み上げさせていただくのですが、項目別審議のうち本日審議をしました「騒音・振動」「温室効果ガス」「エネルギー」につきましては読み上げを省略させていただきます。

「(案)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会オリンピックアクアティクスセンター実施段階環境影響評価書案について(意見)」

第1 審議経過

本評価委員会では、平成28年2月29日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会オリンピックアクアティクスセンター実施段階環境影響評価書案」(以下「評価書案」という。)について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境(大気等)】

(大気等)

- ① 工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。
- ② 建設機械の稼働に伴う大気等の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えている。このため、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討すること。

【生態系(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑)】

(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)

緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」や辰巳の森海浜公園に生育している樹種等を参考にするなど、計画地に適した緑化を行うこと。

(緑)

当該施設整備後の計画地内の緑化面積について示し、緑の量の変化の程度について明らかにすること。また、当該施設は辰巳の森海浜公園内に建設されることから、緑の量のほか、新たに植栽する緑が持つ機能についても考慮し、より良い緑の空間となるよう努めること。

【生活環境（騒音・振動、日影）】

(日影)

日影の影響に特に配慮すべき施設である辰巳の森海浜公園内に日影が生じると予測していることから、本事業が辰巳の森海浜公園に及ぼす影響についても説明すること。

【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】

(景観)

分節化及び繊細な線材で構成した外壁により、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の低減を図るとしていることから、その効果について具体的に記述し、図などを用いてわかりやすく説明すること。

(自然との触れ合い活動の場)

計画地は辰巳の森海浜公園内にあり、計画地の西側及び南側は自然との触れ合い活動の場として利用されていることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、公園利用者の活動を阻害しないよう、より一層の環境保全のための措置を講じること。

(歩行者空間の快適性)

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者や道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】

(水利用)

循環利用水（中水）の原水をプール排水としているが、プールへの給水及び下水道への排水計画が不明確なため、給排水を含めた具体的な循環利用水（中水）計画を示すこと。

(廃棄物)

- ① 建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成28年4月に改定が行われたことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。
- ② 設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から35%と予測し、評価の指標である「江東区一般廃棄物処理基本計画」における目標値27.3%を満足するとしているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。

(エコマテリアル)

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

【土地利用（土地利用）】

(土地利用)

辰巳の森海浜公園内の未開園地にスポーツ施設が建設されることから、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」等と整合を図るとともに、既存の公園をはじめ、周辺施設と一体となった土地利用を図っていくこと。

【安全・衛生・安心】

(安全)

東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等のほか、策定が進められている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。

(消防・防災)

一時滞在施設としての利用を想定した施設としていることから、受け入れ人数や備蓄など、計画建築物における帰宅困難者対策について具体的に説明すること。

【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】

(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)

計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

(交通渋滞)

計画地北側の特別区道江470号において無電柱化工事が計画されていることから、工事に当たっては、関係機関等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。

(交通安全)

工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江457号及び江470号は児童・生徒の通学路として利用されていることから、走行に当たっては、より一層の交通安全の確保に努めること。また、計画地周辺は多くの公園利用者等が通行することから、工事用車両の計画地への出入には安全確認を徹底するなど、十分な環境保全措置を講じること。

審議の経過につきましては「付表」のとおりでございます。読み上げは割愛させていただきます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読いたしました案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で意見書のかがみを配付してください。

(意見書かがみ文配付)

○柳会長 それでは、「評価委員会意見」を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、かがみ文を読み上げさせていただきます。

28東環評第1号

平成28年5月16日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

オリンピックアクアティクスセンター実施段階

環境影響評価書案について（意見）

平成28年2月29日付27環総政第1008号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げました資料3のとおりでございます。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、「評価委員会意見」を東京都環境局長に提出することといたします。

それでは、次に議事2「有明アリーナについて」です。

初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」についての審議を行います。こちらも山本委員に検討をいただいております。

それでは、「騒音・振動」について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4-1をご覧ください。

「審議資料

項目：生活環境（騒音・振動）

担当：山本委員」

意 見

【騒音・振動】

- 1 工事用車両の走行に伴う騒音・振動の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。
- 2 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における騒音・振動のより一層の低減に努めること。

以上、2点でございます。

資料なのですが、有明アリーナの評価書案の181ページ、「図9.5-3 工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点」と書かれているものでございます。ちょうど図の中央に赤の破線で「有明アリーナ」と書かれているのが計画地でございます。その計画の南西側に「有明コロシウム」と書かれているものがあるかと思うのですが、有明コロシアムの北東側に「有明二丁目」と小さい字で書かれている長方形の空地があるかと思います。「都

道484号豊洲有明線」と書かれている道路と「No. 2」と書かれている道路の間の空間になります。こちらが環境影響評価条例の対象事業がある「有明北3-1地区開発計画」の計画地でございます。こちらが大体、オリンピックの開発期間と同じような時期に工事を行うということです。主要な道路については同じような走行ルートを幾つか通るということで、こちらの工事の影響が少なからずありますので考慮していただきたいという意見でございます。

2番目の意見ですけれども、今度は192ページ、193ページをご覧ください。

192ページが「図9.5-9 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果（準備工事着工後9か月目）」です。193ページは振動の結果でございます。

193ページで御説明をさせていただくのですけれども、まず、赤の破線で書かれている計画値のすぐ南東側になりますけれども、コンター図で60とか55と書かれてあるデシベル値のコンターのところのすぐ右側、東側が住宅です。さらに、その東側も住宅になります。それから、「有明体操競技場」と書かれているものが西側でございますが、この南側にあるのもおむね住宅が建っているということです。

コンター図の50dBとか45dB、40dBと書かれているあたりが大学、中学、高校、小学校、中学校がございまして、教育施設がたくさん集まっている場所になります。このように住宅あるいは学校がすぐ近くでございますので、一応環境基準を下回る数値ではございますけれども、騒音・振動について配慮を願いたいという意見でございます。

それから、有明アリーナの意見見解書の21ページの一番下の「3. 騒音・振動」と書かれているものです。これの「意見の内容」なのですけれども、「(1) 建築機械の稼働に伴う騒音は、計画地東側敷地境界について予測されているが、マンションがある南側敷地境界についてはコメントされていない。南側も、騒音レベルを予測して住民への影響を考慮するとともに、騒音の発生を抑える工法を取られたい」ということです。

「実施者の見解」のところにも書いてあるのですけれども、一応、マンションがある南側敷地境界についても、先ほど御覧いただいたとおりコンター図で騒音・振動の数値については予測しています。問題のない数字ではあるのですけれども、考慮されたしという意見をいただいていますので、それにも配慮された意見になってございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、山本委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますでしょうか。

○山本委員 意見としては、ただいま事務局に説明していただいたとおりです。

まず、1番目のことにつきましてはアクアティクスセンターと全く同じになります。先ほど、都営住宅のアセスメントが済んでいるということですのでけれども、こちらは民間の事業者の建物計画があるということで、これもアセス図書が既に出ているということですので、それをもとにして、複合影響をきちんと予測していただきたい、評価書にはそういうふうに記載していただきたいということです。

さらにコメントとしましては、この近くに有明体操競技場であるとかテニスの森といったものも、まだ確定してはいませんが、将来出てくると予想されますので、情報が確定し次第、そういったものも予測評価に取り込めれば取り込んでいただきたいということで、後半はコメントになりますけれども、これは以前から中杉委員がずっとおっしゃっていたことですので繰り返して申し上げました。

2番目の意見ですけれども、これも先ほどのアクアティクスセンターと同じではあるのですが、現地調査に行きました際、ちょうど南側に非常に高い中高層のマンションがございました。予測評価は一般に地上1.2mで予測評価いたしますし、建設工場の条件として3mぐらいの仮囲いをつけるということで、地上1.2m、敷地境界では勧告基準を満足するということなのですが、こういった中高層のビルの真上からは建設工事現場が丸見えになるということになります。

実施に当たっては、こういったところにお住まいの方へ事前に工事計画の周知などをして、公害問題が発生しないように努めていただきたいと思います。もちろん都道もあって非常にぎやかなところではあるのですが、建設工事は一過性ではありますが、できるだけ周知していただきたい。さらに学校もございます。これも高さは分からないのですが、工事現場が丸見えになって大きな音を出すと授業に支障が出てくる可能性もありますので、この辺にも一層配慮していただきたいという意見でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 一般的な環境基準を考慮しているようですけれども、この辺は教育施設が多いということで学校環境衛生の基準もありますので、それも考慮しなくてはいけないと思います。学校環境衛生の基準ですと窓を閉めているときに50dB、窓をあけたときに55dBです。多

分、この数字を見ると問題はないのかとは思いますが、それも考慮すべきではないかと思えます。

○柳会長 どうぞ。

○山本委員 今、千葉委員が言われたとおりです。これは地上1.2mの予測評価なのですけれども、学校が2階、3階、4階と高くなっていきますと違う数字になっていきますので、もちろん今の学校の窓の防音性能は非常に高いものがありますので、窓を閉めた状態で室内の50を確保することは十分可能ではありますが、教育の現場で問題にならないようにその辺を十分考慮していただきたいということで、あわせて補足させていただきます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

工事用の走行ルートは、今のところは一応こういう計画ですけれども、今後の評価書の段階で確定されるという理解でよろしいのですか。

○臼井施設調整担当課長 そうです。

今後、必要に応じて見直し等も場合によってはできることもあると思います。基本的には、こちらのルートを進めていくことになってくると考えてはございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

御意見がないようですので、「騒音・振動」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

それでは、次に中項目「温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス」と「エネルギー」についての審議を行います。こちらは野部委員に検討をいただいております。

それでは、「温室効果ガス」と「エネルギー」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4-2をご覧ください。

「審議資料

項目：温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）

担当：野部委員」

意 見

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

- 1 施設等の持続的稼働において、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討するとしていることから、当該仕様に基づき「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3を達成するとともに、更なる温室効果ガスの排出抑制及びエネ

ルギー使用量の削減に努めること。

以上、1点でございます。

こちらにつきましては、先ほどのオリンピックアクアティクスセンターと同様の意見でございます。

有明アリーナの意見見解書の23ページの一番下「8. 温室効果ガス」というところです。こちら先ほどのアクアティクスセンターの意見見解書と記載については同じような形になっておりますけれども、「(1) 『KOTO 低炭素プラン』に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするとともに、建築物については、CASBEE「S」ランク及び東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価等を目指されたい」と書かれてございます。

先ほどと同じ説明なのですが、評価書案の中において具体的、定量的な目標値なり、指標なりが明記されていなかったもので、一応意見としては、最高評価の段階3を達成していたきたいという意見をつけている次第でございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、野部委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますでしょうか。

○野部委員 意見としましては、事務局が読み上げたとおりでよろしいかと思えます。先ほどと同様にオリンピックで非常にエネルギーをたくさん使う時期と、その後、この施設では大会をいろいろ予定しているということなので、そういうものが瞬発的に何回かあるという使い方になると思うのですが、これは競技場全般に言えることで、そういうめり張りのある使い方に対して、エネルギーと温室効果ガスの排出について十分考慮していただくように事務局からお伝えしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、「温室効果ガス」と「エネルギー」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。有明アリーナの項目別審議につきましては以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5について読み上げさせていただきます。なお、先ほどと同様に本日審議いたしました「騒音・振動」「温室効果ガス」「エネルギー」については読み上げを省略させていただきます。

「(案)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会有明アリーナ実施段階環境影響評価書案について(意見)」

第1 審議経過

本評価委員会では、平成28年2月29日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会有明アリーナ実施段階環境影響評価書案」(以下「評価書案」という。)について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境(大気等)】

(大気等)

- ① 工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。
- ② 建設機械の稼働に伴う大気等の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えている。このため、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討すること。

【生態系(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑)】

(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)

緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」や計画地内にて確認された種等を参考に、また、計画地の周囲に今後整備される有明親水海浜公園(仮称)と整合を図るなど、計画地に適した植栽基盤の整備及び緑化を行うこと。

(緑)

江東区みどりの条例に基づく緑化基準のほか、東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準で示された基準についても明記するとともに、緑が持つ機能についても説明すること。また、緑化計画図については、地上部緑化、建築物上緑化及び接道部緑化をそれぞれわかりやすく示すこと。

【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】

（景観）

形態を工夫し素材感のある外壁とすることで、周辺環境との調和を図るほか、圧迫感の低減に配慮した計画としていることから、この外壁について具体的に記述し、わかりやすく説明すること。

また、計画地は臨海景観基本軸及び水辺景観形成特別地区に指定されていることから、色彩計画についてもわかりやすく説明すること。

（自然との触れ合い活動の場）

- ① 水辺と一体となった親水空間や交流広場、周辺住環境に配慮した広がりのある緑地を形成し、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されるとしていることから、この新たな自然との触れ合い活動の場の機能についてわかりやすく説明すること。
- ② 建設予定の有明親水海浜公園（仮称）へつながる歩行者通路を整備する計画としていることについて、事業者等と十分に連携を図るなど、自然との触れ合い活動がより一層充実するよう努めること。

（歩行者空間の快適性）

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、アクセス経路として予測している整備中の区画道路及び建設予定の有明親水海浜公園（仮称）の事業者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】

（水利用）

トイレ洗浄水等の雑用水に雨水利用や循環利用水（中水）利用を計画しているが、一部、上水が使用されていることから、更なる雨水等の利用を推進するよう努めること。

（廃棄物）

- ① 建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成28年4月に改定が行われた

ことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。

- ② 設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から32%と予測し、評価の指標である「江東区一般廃棄物処理基本計画」における目標値27.3%を満足するとしているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。

(エコマテリアル)

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

【土地利用（土地利用）】

(土地利用)

オリンピック・パラリンピック会場として、未利用地にスポーツ施設が建設されることから、整備予定の有明親水海浜公園（仮称）と連携した土地利用を図っていくこと。

【安全・衛生・安心（安全、消防・防災）】

(安全)

東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等のほか、策定が進められている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。

(消防・防災)

一時滞在施設としての利用を想定した施設としていることから、受け入れ人数や備蓄など、計画建築物における帰宅困難者対策について具体的に説明すること。

【交通（交通渋滞、交通安全）】

(交通渋滞、交通安全 共通)

計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

(交通渋滞)

近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、工事に当たっては、当該事業者等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。

(交通安全)

工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江615号及び江616号は児童・生徒の通学路として利用されていることから、走行に当たっては、より一層の交通安全の確保に努めること。

審議経過は「付表」のとおりでございます。読み上げは割愛させていただきます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で、意見書のかがみを配付してください。

(意見書かがみ文配付)

○柳会長 それでは、「評価委員会意見」を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 お手元にかがみ文は行っていますでしょうか。

それでは、かがみ文を読み上げさせていただきます。

28東環評第2号

平成28年5月16日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

有明アリーナ実施段階環境影響評価書案について(意見)

平成28年2月29日付27環総政第1010号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げました資料5のとおりでございます。

以上でございます。

○柳会長　ただいま朗読しましたとおり、「評価委員会意見」を東京都環境局長に提出することといたします。

その他、本日の事務局からの説明につきまして、何か質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(10時55分閉会)